

## 2. 福岡市環境基本計画(第二次)の検証

環境基本計画(第二次)における成果指標の推移と、関連する事業の実施状況、外部からの影響と見込まれる要因等を含めて個々の成果指標を評価した上で、各項、各節における進捗状況を総合的に評価しました。

### <福岡市環境基本計画(第二次)の概要>

位置づけ	環境基本条例第7条に定められた環境の保全及び創造に関する基本的な計画／福岡市新・基本計画を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針
環境像	「ときを超えて人が環境と共に生きるまち」
計画期間	平成27年度まで

### 施策体系と成果指標の一覧

施策体系	成果指標	
第1節 人と海・山との豊かなふれあいを保ち、生きものと共生するまちづくり	第1項 豊かな自然のネットワークと生物の多様性 (1)自然環境への評価	
	第2項 豊かな緑の自然とのふれあい (2)地域の公園の親しみ度 (3)みどり率 (4)農地面積 (5)森林面積	
	第3項 豊かな水辺の自然とのふれあい (6)河川支流及び水路などの細流におけるメダカ確認地点数	
	第4項 人・地域がつくる自然とのふれあいの場と機会の創出 (7)身近な緑への満足度 (8)福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思ふ市民の割合	
第2節 歴史やすぐれた景観を活かした美しく個性あるまちづくり	第1項 歴史やすぐれた景観を活かした美しく個性あるまちづくり (9)都市の美しさ評価	
	第2項 良好な生活環境の形成 (10)市民のマナー評価 (11)自転車放置率	
第3節 健康で安全・安心な環境の確保	第1項 大気・音環境の保全 (12)環境基準(大気質)の達成率 (13)環境基準(騒音)の達成率 (14)公共交通機関利用による30分圏域率 (15)都心部への公共交通機関利用率	
	第2項 水環境・水循環の保全 (16)環境基準(博多湾)の達成率 (17)環境基準(河川)の達成率 (18)環境基準(地下水)の達成率 (19)環境基準(土壌)の達成率	
	第3項 化学物質対策の推進 (20)環境基準(ダイオキシン類)の達成率 (21)環境基準(有害大気汚染物質)の達成率	
	第4節 環境への負荷が少ない循環型社会の構築	第1項 廃棄物の発生抑制、循環利用、適正処理の推進 (22)ごみ処理量 (23)リサイクル率
		第2項 省エネ・新エネ対策の促進 (24)市民の省エネ・省資源行動指標
		第3項 水の有効利用の促進 (25)市民の1人1日あたりの水使用量
第5節 地球環境問題への対応と国際的貢献	第1項 地球環境対策に関する取り組みの推進 (26)家庭部門：世帯あたりの二酸化炭素排出量 (27)業務部門：床面積あたりの二酸化炭素排出量 (28)運輸(自動車)部門：1台あたりの二酸化炭素排出量	
	第2項 地球環境に関する調査・研究の推進 (29)調査対象項目数	
	第3項 国際環境協力の推進 (30)法人化した国際協力NGOのうち環境分野に取り組んでいる団体の数	

### <福岡市環境基本計画(第二次)の検証方法>

各節各項の成果指標ごとに「目標達成度」を評価(スコア化)し、さらに「事業実績」、「外部要因」を考慮した上で成果指標の総合評価を行います。

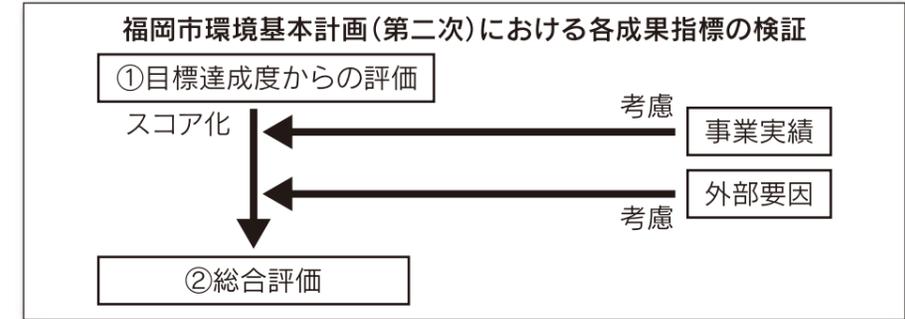


図1 検証の流れ

### ◆成果指標の検証方法

#### ① 目標達成度からの評価方法 …【表1】

目標達成度からの評価については、成果指標の「実績値」と成果指標の基準値と目標値を結んだ「線分」を比較し、実績値が線分を上回っているかどうか、によって評価します。

#### ② 総合評価の方法 …【表2】

総合評価については、目標達成度からの評価結果をベースに、事業実績や外部要因等の状況を考慮し、総合的に判断するものとします。

表1 目標達成度からの評価の方法

分類	評価
成果指標の実績値が参考線を上回っている場合、順調に進捗していると評価する。	A
成果指標の実績値が参考線と概ね一致している場合、進捗していると評価する。	B
成果指標の実績値が参考線を下回っている場合、進捗が芳しくないとして評価する。	C
その他(データ不足等)	Z

※参考線とは、中間年度に目標達成の見通しを得るため、基準値と目標値を結んだ補助線のこと。

表2 総合評価の方法

目標達成度の評価結果	総合評価 事業実績や外部要因等を考慮し総合的に判断		
	ベースとなる評価	アップ	ダウン
A	★★★	★★★	★★
B	★★	★★★	★
C	★	★★	★
Z	—	—	—

※アップの場合も★★★評価  
※ダウンの場合も★評価

<各節各項の総合評価>

第1節 人と海・山との豊かなふれあいを保ち、生きものと共生するまちづくり					
	成果指標	現状値 (把握年)	目標値 (目標年)	指標評価	
<b>第1項 豊かな緑の自然のネットワークと生物の多様性</b> 基本的方向: 主要な生態系構造を的確に把握するとともに、その健全さが維持され、周辺自治体とも連携しながら、緑の骨格並びに博多湾や河川などについて再生・創出を進め、水と緑のネットワーク、生態系ネットワークの形成をめざす。	(1)自然環境への評価	59.0% (2012年度)	70% (2015年度)	C	
	<b>第2項 豊かな緑の自然とのふれあい</b> 基本的方向: 人々にうるおいと憩いや、多様なレクリエーション活動の場を提供するため、都市に残る良好な樹林地・農地を保全するとともに、多様な都市公園の整備、河川・ため池その他の公共空間や公共施設緑化の維持管理、また民有地の緑化を進め、量と質を向上させ、緑あふれるまちづくりを推進する。	(2)地域の公園の親しみ度	57.7% (2012年度)	70% (2015年度)	C
		(3)みどり率	31.8% (2008年度)	33.7% (2020年度)	B
		(4)農地面積	1,561ha (2012年度)	1,582ha (2015年度)	B
		(5)森林面積	11,054ha (2010年度)	11,085ha (2015年度)	A
<b>第3項 豊かな水辺の自然とのふれあい</b> 基本的方向: 博多湾や河川などの水質保全を図るとともに、良好な海岸などの保全・創造と緑化を進めて海辺の緑の連続性を高め、鳥類保護方策を講じることにより、様々な生物が見られる自然豊かな博多湾・河川の形成をめざす。	(6)河川支流及び水路などの細流におけるメダカ確認地点数	42 (2010年度)	68 (2015年度)	B	
	<b>第4項 人・地域がつくる自然とのふれあいの場と機会の創出</b> 基本的方向: 自然環境をより豊かにそして身近なものとしていくため市民参画による緑化事業や公園づくりなど自然への愛着を育む事業を展開する。また、市民主体による自然環境保全や自然とふれあう活動への支援を強化し、市民と共働しながら、水と緑のまちづくりを推進する。	(7)身近な緑への満足度	31.6% (2012年度)	50% (2015年度)	C
(8)福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思う市民の割合		75.2% (2012年度)	80% (2015年度)	B	

評価

- 成果指標の評価結果をベースとした総合評価では、★★が多い(8項目中4項目)。
- 第1項 「豊かな緑の自然のネットワークと生物の多様性」については、〈自然環境への評価〉が★であり、進捗が芳しくない。
- 第2項 「豊かな緑の自然とのふれあい」については、3項目〈みどり率〉〈農地面積〉が★★、1項目〈森林面積〉が★★★、1項目〈地域の公園の親しみ度〉が★であり、概ね進捗している。
- 第3項 「豊かな水辺の自然とのふれあい」については、〈メダカ確認地点数〉が★★であり、概ね進捗している。

事業実績	外部要因	総合評価
「生物多様性ふくおか戦略」策定、今津干潟保全対策、生き物のにぎわい創造事業、自然環境調査等の実施	「生物多様性基本法」制定等	★
幼児公園、街区公園、近隣公園の整備 公園再整備、公園管理への市民参画の拡充	特になし	★
特別緑地保全地区、緑地保全林地区、市民緑地の指定、保存樹の指定、緑化推進事業の実施	特になし	★★
生産緑地地区の指定、今津リフレッシュ農園、立花寺緑地リフレッシュ農園でのイベント実施	市街化の拡大に伴う農地の宅地転用等	★★
市営林造林保育、荒廃森林再生事業、森林によるカーボン・オフセット推進事業の実施	林地開発などにより、森林面積が減少	★★★
エコパークゾーンの水域利用、自然共生型ため地整備事業の実施等	「生物多様性基本法」制定等	★★
フラワーハートシティ事業、福博花しるべ事業等	特になし	★
今津リフレッシュ農園、立花寺緑地リフレッシュ農園でのイベント実施(再掲)	特になし	★★

- 第4項 「人・地域がつくる自然とのふれあいの場と機会の創出」については、〈身近な緑への満足度〉が★、〈農林水産業の育成〉が★★であり、ばらつきがある。
- 本節(第1項～4項)については、進捗にばらつきがあると評価する。

<各節各項の総合評価>

第2節 歴史やすぐれた景観を活かした快適なまちづくり

	成果指標	現状値 (把握年)	目標値 (目標年)	指標評価
<b>第1項 歴史やすぐれた景観を活かした美しく個性あるまち</b> 基本的方向:海と縁に抱かれた美しい景観を将来に引き継ぐとともに、水辺の親水化や自然散策路など自然とふれあう場づくりを進める。鴻臚館や元寇防塁などの史跡や御供所周辺の歴史ある街並みなどの保存、整備、活用を図り、歴史的資源を活かしたまちづくりを進める。花や縁に彩られた街並み、境界性のあるたたずまい、魅力的な夜間照明、電線類の地中化された道路空間や質の高い広告デザインなど、美しく楽しい都市空間の形成を市民や事業者との共働により取り組んでいく。	(9)都市の美しさ評価	69.3% (2012年度)	70% (2015年度)	A

<b>第2項 良好な生活環境の形成</b> 基本的方向:モラル・マナーの向上、法や規則などルール遵守の市民啓発、取り締まりの強化など、市民と警察、行政が一体となって都市生活者のルールを守る市民のまちづくりをめざす。	(10)市民のマナー評価	47.2% (2012年度)	60% (2015年度)	C
	(11)自転車放置率	10.5% (2012年度)	15% (2015年度)	A

事業実績	外部要因	総合評価
景観協定の認可、都市景観形成事業の実施、路上違反広告物の追放、無電柱化推進計画に基づく電線地中化	特になし	★★★

モラル・マナー向上市民啓発事業、広報啓発、指導員による指導・啓発の実施	特になし	★★
指導員による駐輪指導、市民啓発、市営駐輪場の整備、道路の拡幅及び既設道路の再整備	特になし	★★★

評価

- 成果指標の評価結果をベースとした総合評価では、★★★が最多(3項目中2項目)。
- 第1項「歴史やすぐれた景観を活かした美しく個性あるまちづくり」については、〈都市の美しさ評価〉が★★★であり、概ね進捗している。

- 第2項「良好な生活環境の形成」については、〈自転車放置率〉が★★★、〈市民のマナー評価〉が★★であり、進捗にばらつきがある。
- 本節(第1項～2項)については、順調に進捗していると評価する。

<各節各項の総合評価>

第3節 健康で安全・安心な環境の確保

	成果指標	現状値 (把握年)	目標値 (目標年)	指標評価
<b>第1項 大気・音環境の保全</b> 基本的方向:市民、事業者、行政などが、それぞれ主体的に、また、共働して、自動車交通の集中による二酸化窒素などの大気汚染や騒音問題など、都市生活に伴う環境問題の改善・解消に向けて取り組む。	(12)環境基準(大気質)の達成率	0~100% (2012年度)	100% (2015年度)	C
	(13)環境基準(騒音)の達成率	95.3% (2012年度)	100% (2015年度)	A
	(14)公共交通機関利用による30分圏域率	80.1% (2012年度)	90% (2015年度)	C
	(15)都心部への公共交通機関利用率	61.0% (2005年度)	65% (2015年度)	Z

<b>第2項 水環境・水循環の保全</b> 基本的方向:地下水のかん養機能の保全や水辺環境の向上などを図るためには健全な水循環を構築することが必要であり、森林・農地などの保全や雨水貯留・浸透機能の確保、下水処理水の有効利用など、水循環を視点に入れた取り組みを進める。福岡市のシンボルである博多湾や市民にうらおいを与える河川などの水質保全を図るため、県の流域下水道と連携しながら下水道の普及や高度処理、合流式下水道の改善などの対策を進める。博多湾・河川の主な汚濁発生源となっている生活排水の負荷の低減を図るため、環境保全活動への支援や普及啓発により市民一人ひとりの取り組みを推進。	(16)環境基準(博多湾)の達成率	62.5% (2012年度)	100% (2015年度)	C
	(17)環境基準(河川)の達成率	100.0% (2012年度)	100% (2015年度)	A
	(18)環境基準(地下水)の達成率	95.0% (2012年度)	100% (2015年度)	B
	(19)環境基準(土壌)の達成率	-	100% (2015年度)	Z

<b>第3項 化学物質対策の推進</b> 基本的方向:市民、事業者、行政が、化学物質による環境リスクについて正確な情報を共有し、意思疎通を図りながら、それぞれ主体的に、また、共働して、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質などによる環境汚染の未然防止及び環境問題への不安の解消に向けて取り組む。	(20)環境基準(ダイオキシン類)の達成率	100.0% (2012年度)	100% (2015年度)	A
	(21)環境基準(有害大気汚染物質)の達成率	100.0% (2012年度)	100% (2015年度)	A

評価

- 成果指標の評価結果をベースとした総合評価では、★★が最多(10項目中6項目)。
- 第1項 「大気・音環境の保全」については、〈騒音〉が★★★、〈大気質〉〈都心部への公共交通機関利用率〉〈公共交通機関利用による30分圏域率〉が★★である。
- 第2項 「水環境・水循環の保全」については、〈河川〉が★★★、〈博多湾〉〈地下水〉〈土壌〉が★★である。

事業実績	外部要因	総合評価
大気汚染防止法、県生活環境保全条例等に基づく審査・監視・指導及び調査	黄砂や越境大気汚染の影響	★★★
騒音規制法、振動規制法、県生活環境保全条例に基づく各種届出の受理審査、監視・指導の実施	特になし	★★★★
地下鉄七隈線の開業、放射環状型道路網の整備、バス専用レーン等の整備によるバス走行環境向上	バス路線網の充実/市街化区域の拡大	★★★
地下鉄七隈線の開業、交通マネジメント施策の推進等	幹線道路の整備に伴うバス路線網の充実	★★★

下水道等の整備推進、法に基づく特定事業場の排水規制・監視・指導、海域環境創造事業等	特になし	★★★
水質汚濁防止法等に基づく排水規制、各種届出の受理審査、監視・指導、下水道・排水処理の整備	河川上流域の下水道普及率の上昇	★★★★
地下水の汚染状況の把握のため概況調査の実施	自然的要因による汚染	★★★
土壌汚染対策法に基づく報告書等の受理及び審査・指導の実施、地下水への影響調査の実施	土壌汚染対策法施行	★★★

ダイオキシン類対策特別措置法、大気汚染防止法等に基づく環境調査の実施	法による廃棄物焼却炉の規制強化	★★★★
市内4測定局での有害汚染物質調査の実施	特になし	★★★★

- 第3項 「化学物質対策の推進」については、2項目〈ダイオキシン〉〈有害大気汚染物質〉が★★★★であり、順調に進捗している。
- 本節(第1項~3項)については、進捗にばらつきがあると評価する。

<各節各項の総合評価>

第4節 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

	成果指標	現状値 (把握年)	目標値 (目標年)	指標評価
<b>第1項 廃棄物の発生抑制、循環利用、適正処理の推進</b> 基本的方向:生産・流通・消費などの様々な段階において、資源・エネルギーの浪費が抑制された循環型社会を構築する。行政自らも率先した取り組みを実践するとともに、循環型の都市システムを構築し、環境に配慮した行動が日常生活に定着した、環境と共生した都市をめざす。排出者責任や拡大生産者責任の考え方を踏まえ、市民、事業者、行政などの適切な役割分担のもとに、市民一人ひとりや各事業者の活力を活かし、自主性と自発性を尊重する、福岡式循環型社会システムを構築し、①発生回避、②循環利用、③適正処理という処理の優先順位に基づき、ごみの発生抑制、再利用、再生利用、再生品の利用及び熱回収(サーマル・リカバリー)などを進め、循環型社会の構築をめざす。	(22)ごみ処理量	56.3万t (2012年度)	47万t (2025年度)	A
	(23)リサイクル率	30.6% (2012年度)	38% (2025年度)	A

<b>第2項 省エネ・新エネ対策の促進</b> 基本的方向:市民の日常生活、事業者の経済活動や都市活動において消費するエネルギーの無駄を省き、効率よく利用するなどの取り組みや、二酸化炭素排出量の少ない新エネルギーの導入を推進・促進することにより、省エネルギー型都市の実現をめざす。	(24)市民の省エネ・省資源行動指標	62.7% (2011年度)	70% (2025年度)	B
---	--------------------	-------------------	-----------------	---

<b>第3項 水の有効利用の促進</b> 基本的方向:限られた水資源を有効に活用するとともに、節水を一つの水資源確保の手段としてとらえ、節水施策を引き続き推進。	(25)市民の1人1日あたりの水使用量	271L (2012年度)	310L (2015年度)	A
---	---------------------	------------------	------------------	---

評価

- 成果指標の評価結果をベースとした総合評価では、★★★が多い(4項目中3項目)。
- 第1項 「廃棄物の発生抑制、循環利用、適正処理の推進」については、〈ごみの処理量〉〈リサイクル率〉が★★★であり、順調に進捗している。
- 第2項 「省エネ・新エネ対策の促進」については、〈市民の省エネ・省資源行動指標〉が★★であり、概ね順調に進捗している。

事業実績	外部要因	総合評価
家庭ごみの有料化、環境市民ファンド、事業系ごみ資源化推進ファンド創設、レジ袋削減協定の締結 等	市内人口の増加	★★★
地域集団回収活動の促進、関係業界の協力による古紙回収システム構築、びん・ペットボトルの再資源化	特になし	★★★

地球温暖化シンポジウムの実施、市民・事業者対象の出前講座「おうちで省エネできるモン!」の開催 等	震災以降の節電意識の向上	★★
--	--------------	----

水をたいせつにキャンペーンとして、街頭キャンペーン、水道施設見学等を実施	特になし	★★★
--------------------------------------	------	-----

- 第3項 「水の有効利用の促進」については、〈市民の1人1日あたりの水使用量〉が★★★であり、順調に進捗している。
- 本節(第1項～3項)については、順調に進捗していると評価する。

<各節各項の総合評価>

第5節 地球環境問題への対応と国際的貢献

	成果指標	現状値 (把握年)	目標値 (目標年)	指標評価
<b>第1項 地球環境対策に関する取り組みの推進</b> 基本的方向:地球温暖化対策においては、生産・流通・消費などあらゆる段階における資源・エネルギーの浪費を省き、二酸化炭素排出量の抑制を図ることが必要であり、市民・事業者などのライフスタイルやビジネススタイルの転換を支援・促進。オゾン層の保護、熱帯林の保全及び野生生物の保護などの地球規模の環境問題に関して、地域において足もとからの取り組みを推進。	(26)家庭部門:世帯あたりの二酸化炭素排出量	3,098 kg-CO <sub>2</sub> /世帯 (2011年度)	2,129 kg-CO <sub>2</sub> /世帯 (2010年度)	C
	(27)業務部門:床面積あたりの二酸化炭素排出量	107 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> (2011年度)	71 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> (2010年度)	C
	(28)運輸(自動車)部門:1台あたりの二酸化炭素排出量	2,720 kg-CO <sub>2</sub> /台 (2011年度)	3,020 kg-CO <sub>2</sub> /台 (2010年度)	A

<b>第2項 地球環境に関する調査・研究の推進</b> 基本的方向:国その他の関係機関との適切な役割分担のもと、地球環境問題による地域への影響などの調査・研究、観測データの充実を図る。	(29)調査対象項目数	3 (2012年度)	2より増 (2015年度)	B
---	-------------	---------------	------------------	---

<b>第3項 国際環境協力の推進</b> 基本的方向:本市や大学が有する廃棄物処理や自然環境保全などに関する技術や経験をもとに、研修生の受け入れや人材育成、人材派遣などについてニーズに応じた国際協力を推進。	(30)法人化した国際協力NGOのうち環境分野に取り組んでいる団体の数	8 (2012年度)	8より増 (2015年度)	B
--	-------------------------------------	---------------	------------------	---

評価

- 成果指標の評価結果をベースとした総合評価では、★★が多い(5項目中3項目)。
- 第1項 「地球環境対策に関する取り組みの推進」については、〈1台あたりの二酸化炭素排出量(運輸部門)〉が★★、2項目〈世帯あたりの二酸化炭素排出量(家庭部門)〉〈床面積あたりの二酸化炭素排出量(業務部門)〉が★であり、進捗が芳しくない。

事業実績	外部要因	総合評価
住宅用太陽光発電システム・家庭用燃料電池への設置補助、省エネチャレンジ応援事業等の実施	(震災以降の節電意識の向上)	★
市内事業者対象の省エネ講習会開催、事業所省エネ技術導入サポート事業実施、市有施設へのLED導入	(震災以降の節電意識の向上)	★
電気自動車及び充電設備設置への助成、電気自動車のカーシェアリングの実施等	(エコカー補助金、エコカー減税に伴う買替)	★★

酸性雨の状況調査、CFC(フロン11、フロン12、フロン113)の測定、黄砂・PM2.5の調査	PM2.5等に対する調査ニーズの高まり	★★
---	---------------------	----

アジア太平洋地域を対象とした研修生受け入れの推進等	特になし	★★
---------------------------	------	----

- 第2項 「地球環境に関する調査・研究の推進」については、〈調査対象項目数〉が★★であり、概ね順調に進捗している。
- 第3項 「国際環境協力の推進」については、〈法人化した国際協力NGOのうち環境分野に取り組んでいる団体の数〉が★★であり、概ね順調に進捗している。
- 本節(第1項～3項)については、進捗にばらつきがあると評価する。